

1 適用範囲

本仕様書は、武雄市が発注する「武雄温泉駅周辺官民連携まちなか再生推進支援業務委託」に適用するものとする。

2 本業務の目的

武雄市では、令和4年秋の西九州新幹線の開業を控え、「西九州のハブ都市」を目指したまちづくりに取り組んでいる。市内にはJR武雄温泉駅を中心として、観光スポットとして武雄温泉、武雄市図書館・歴史資料館、文化会館、白岩運動公園、武雄競輪場などが点在しているが、それぞれの施設間の往来は少なく、市内の滞在時間が短い状況にある。更に、新型コロナウイルス感染症拡大を契機として、場所にとらわれない働き方が定着しつつある中、職住が近接・一体となった柔軟な働き方と暮らしやすさに対応できるまちづくりが求められている。

こうした状況の中、令和2年度には、人が集まり、滞留する空間を創り出す可能性のあるまちなか公共空間（中央公園、まちなか広場、旧さぎの森公園、旧市役所跡地、駅前広場、鉄道高架下など）の快適性・居住性を高め、誰もが使いやすい・人が集まる居場所に変えていく仕組みや整備等について調査研究する「まちなか公共空間デザイン調査研究業務」を実施している。

国においては、まちなかの賑わい創出や都市の魅力向上を図るために、官民のパブリック空間活用により「居心地がよく歩きたくなるまちなか」の形成に向けて、民間主体・行政支援の取組を支援する制度「官民連携まちなか再生推進事業」が創設された。（参考資料）

本業務は、武雄温泉駅周辺（別紙エリア図参照。以下「対象エリア」という。）における、まちの回遊性向上や賑わいの創出の取組を面的に広げてエリアの価値を高めていくことを目的とし、「エリアプラットフォーム」の構築及び「未来ビジョン等」の策定を行う。

3 業務対象範囲

武雄温泉駅周辺 別紙1

4 業務の内容

対象エリア内のまちづくりに関する様々な主体と連携のもと、官民の幅広い関係者が参画する官民連携のプラットフォームを構築し、プラットフォーム構築後に参画者が共に目指すべき未来ビジョン等の作成を行う。

(1) 計画準備

本業務の目的を把握し、業務に必要な各種資料等の収集整理、及び作業全般にわたる具体的な手法、工程をまとめた業務計画を作成する。

(2) エリアプラットフォーム形成支援

対象エリアにおける未来ビジョン等の策定や、未来ビジョンを実現するための自立・自走型システムの構築を目的とした官民によるエリアプラットフォームの構築・運営のため、以下の業務を行う。

① 関係者のコーディネート

対象エリアの関係者の発掘とプラットフォーム形成へのコーディネート（意向把握、ヒアリン

グ等)を行う。

② エリアプラットフォームのあり方検討

対象エリアの特性や関係者の意向等を踏まえ、望ましいプラットフォームのあり方や組成へのステップ、運営方法等を検討し、関係者と合意形成を図る。

③ エリアプラットフォーム組成支援

エリアプラットフォームの組成を支援し、未来ビジョン策定に向けた検討会等の運営に必要な資料作成や調整、支援などを行う。

エリアプラットフォームの組成や運営に必要となる費用、有識者（5人程度）による検討への謝礼等についても本業務内で負担するものとする。

(3) 未来ビジョン等策定支援

対象エリアにおける未来ビジョン等の作成に向け、以下の業務を行う。

① 地域の特性の現状分析

対象エリアの現状について、データや各種計画での位置づけ、各種事業の実施状況等から整理し、エリアの魅力（強み）や課題（弱み）を抽出・分析する。

② 地域の特性を踏まえた目指す姿案の作成

現況分析や関係者との議論、令和2年度に実施した「まちなか公共空間デザイン調査研究」内容を踏まえながら、対象エリア内にまちなかウォークアブル区域を設定してエリアの価値向上への方向性・戦略等を検討し、魅力的でわかりやすいビジュアルによるエリアの将来像案を作成する。

③ 次年度業務実施に向けた資料作成等

対象エリアの関係者等の機運醸成を図るためのシンポジウムやワークショップ等の実施に向けた企画提案、調整等を行う。

また、駅前や鉄道高架下の公共空間等の柔軟な利活用を図るための社会実験に向けた検討を行う。

(4) 打合せ協議

業務実施に必要な打合せ協議を実施する。協議回数は着手時、中間3回、成果品納入時の計5回を想定している。打合せ記録については、その都度記録に留めて提出するものとする。

(5) 報告書作成

上記の事項をわかりやすく取りまとめ、業務報告書として提出する。

5 業務計画書

業務実施目的等を踏まえ、業務着手に先立ち、業務の実施方針や作業内容、業務工程等について検討を行い、業務計画書を提出し、本市の承認を受けるものとする。なお、業務計画書の書式については任意書式とする。

6 貸与資料

本業務を実施するうえで必要な資料は、武雄市から貸与するものとする。貸与された資料については、その重要性を認識し取扱い及び保管を慎重に行うものとし、不要となった場合は直ちに返却すること。

7. 成果品

(1) 成果品の提出

本業務の成果品として、次のものを提出する。

- | | |
|------------|-------|
| ① 業務報告書 | 2部 |
| ② 業務報告書概要版 | 20部程度 |
| ③ 上記の電子データ | 一式 |

(2) 成果品の帰属

本業務により得られた成果品及び権利は、すべて発注者に帰属するものとする。受注者は、発注者の許可なく成果品を公表、貸与又は使用してはならない。

また、業務完成後、成果品の内容に誤り、不備等が発見されたときには、受注者は速やかに訂正等の必要な対応を行わなければならない。

8. その他

- (1) 受注者は、本業務において、十分な遂行能力を有し、適正な執行体制を有すること。また、本市の指示に柔軟に対応できるようにすること。
- (2) 受注者は、本業務の趣旨を熟知し、実施期間中においては、本市と打ち合わせを行い、進行状況を随時報告するとともに、打ち合わせ記録簿を作成し、本市の承諾を得ること。
- (3) 個人情報を含む全ての情報について、委託期間中、委託期間終了後を問わず、知りえた情報は外部に漏らさないこと。また、委託業務にかかる機密情報データ等を複写・複製しないこと。
- (4) 成果品提出後は、本市の検査を受けなければ成らないものとする。なお、訂正等の指示を受けた場合は速やかにその指示に従うこと。また、その経費は受注者が負担するものとする。
- (5) この仕様書に定めのない事項について疑義がある場合は、双方協議の上処理するものとする。

【参考資料】

「官民連携まちなか再生推進事業（国土交通省都市局まちづくり推進課）」

エリアプラットフォームの要件

※下記の要件を満たす都市再生緊急整備協議会及び市町村都市再生協議会も補助対象とする。

	エリアプラットフォームに必要な者	対象者イメージ
構成者	・市町村	
	・まちづくりの推進を図る活動を行うことを目的とする、又は活動に関心を有する特定非営利活動法人、一般社団法人若しくは一般財団法人、会社、地域団体等のうち主要な者	・都市再生推進法人、まちづくり会社、都市開発事業者、市街地再開発組合、中心市街地整備機構等 ・自治会、商工会議所、商店街振興組合、社会福祉法人、青年会議所、任意のまちづくり団体等
参画や支援	・様々な投資の誘発等によりエリアの価値向上に寄与した優れたまちづくり活動実績のある者の参画や支援	・中間支援組織（多様な分野の専門人材で構成される行政と民間事業者をつなぐ専門性を有する組織等）に所属する者 ・専門人材（大学の有識者等）等
	必要に応じてエリアプラットフォームに加えることができる者	対象者イメージ
	・国 ・関係都道府県 ・公安委員会 ・公共交通事業者等 ・都市開発事業を施行する民間事業者 ・独立行政法人 ・民間都市機構 ・金融機関 ・建築物の所有者、管理者若しくは占有者 ・公共施設の整備若しくは管理を行う者 等	・国土交通省、バス事業者、鉄道事業者、UR、地元信用金庫、銀行 公共施設の指定管理者 等

未来ビジョンに記載する事項

記載事項

- 地域の特性の現況分析
都市の魅力や国際競争力を備えた都市を構築するため、現状のエリアの魅力（強み）や課題を抽出・分析。
- 地域の特性を踏まえた目指す姿
内外の多様な人材に対し、魅力的でわかりやすいビジュアルにより、エリアの将来像を示す。
- 目指す姿に向けた施策と役割分担
まちなかの将来像を実現するための方針や施策、実施体制（役割分担）を記載。
- 目指す姿にむけたロードマップ
まちなかの将来像を実現するため、各段階ごとの取組の内容等を記載。

記載のイメージ

○ビジュアルで示すエリアの将来像



○将来像を実現する方針・施策や主体

将来像	方針	施策	実施主体
目指す姿	①：〇〇	①-1：〇〇	都再法人
		①-2：〇〇	〇〇市
	②：〇〇	②-1：〇〇	〇〇会社

○ロードマップ

